

審査結果概要書

平成 22 年 6 月 8 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	温浴施設における温泉熱回収ヒートポンプを用いた省エネルギー事業
排出削減事業者名	知内町
排出削減共同実施事業者名	北海道電力株式会社
その他関連事業者名	北電総合設計株式会社
事業実施場所	知内町健康保養センター こもれば温泉 (北海道上磯郡知内町字元町 103-2)
事業の概要	本事業は、温浴施設において従来 A 重油ボイラーで行っていた浴槽昇温、暖房、給湯を温泉熱回収ヒートポンプに更新することで、エネルギー使用量ならびに二酸化炭素排出量削減を図る事業である。
排出削減量の計画	274 tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 867 tCO ₂)
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2010 年 2 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 002 ヒートポンプの導入による熱源機器の更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、2010年6月1日に事業サイトを訪問して確認した。 排出削減事業実施場所： 知内町健康保険センター こもれび温泉温泉 (北海道上磯郡知内町字元町 103-2)
追加性を有すること	1) 本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者である知内町担当者への質問等により確認した。 2) 本事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備(A重油ボイラー)を継続して利用することが可能であったことを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時での既存設備の導入実施時期の確認により確認している。 3) 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により全体で6.1年であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。 4) 事業者は、その保有施設について3年前からCO2削減を検討してきた。その一環として知内町健康保養センターこもれび温泉では熱源機器を更新し、温泉排熱改修ヒートポンプを導入している。他の熱源機器の導入案もあったが、温浴施設でのエネルギー利用の実態を考慮し、温泉排熱の発生という温浴施設独自の特性を活かしそのエネルギーの有効利用を狙い、今回の設備更新に至っていることを確認している。 以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。
自主行動計画に参加していない者により行われること	自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問により事業者が自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。

<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 002 に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件 1 については、既存の A 重油ボイラーよりも高効率の温泉排熱回収ヒートポンプの導入であることを現地確認及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 2 については本事業により導入した温泉排熱回収ヒートポンプは温水製造に利用することを関連資料及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 3 については既存の A 重油ボイラーは、故障等もなく、ヒートポンプの導入がなかった場合継続して利用することが可能であることを A 重油ボイラーの設備仕様書、インタビュー等により確認している。</p> <p>適用条件 4 については本事業により導入した温泉排熱回収ヒートポンプで生産した温熱当該施設で自家消費していることを関連資料及び関係者への質問により確認している</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間についていずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p> <p>4) 当該事業で本事業より生じるバウンダリー外での CO2 排出としてリーケージに該当する事項はないことを排出削減事業者及び燃料供給事業者への質問や関連証憑等により確認している。</p>
----------------------------	---

4. 特記事項

- ・本事業について投資回収年数については純投資額から補助金を差し引いた額をもとに算出していることを確認している。